登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23868	ピラクロニル・プロピリスルフロン粒剤	オマージュＺジャンボ	東京都中央区新川二丁目27番１号　住化アグロソリューションズ株式会社　社長　小高根利明
23869	ピラクロニル・プロピリスルフロン水和剤	オマージュＺフロアブル	〃
23870	ピラクロニル・プロピリスルフロン粒剤	オマージュＺ１キロ粒剤	〃
23871	クロチアニジン・スピネトラム粒剤	ボクシーＤＳ箱粒剤	〃
23872	プロピリスルフロン・ブロモブチド・ペンチキサゾン水和剤	クレバールＺフロアブル	〃
23873	プロピリスルフロン・ブロモブチド・ペンチキサゾン水和剤	ドラゴンホークＺフロアブル	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
23874	プロピリスルフロン・ブロモブチド・ペンチキサゾン粒剤	クレバールＺ１キロ粒剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住化アグロソリューションズ株式会社　社長　小高根利明
23875	プロピリスルフロン・ブロモブチド・ペンチキサゾン粒剤	ドラゴンホークＺ１キロ粒剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
23876	プロピリスルフロン・ブロモブチド・ペンチキサゾン粒剤	クレバールＺジャンボ	東京都中央区新川二丁目27番１号　住化アグロソリューションズ株式会社　社長　小高根利明
23877	プロピリスルフロン・ブロモブチド・ペンチキサゾン粒剤	ドラゴンホークＺジャンボ	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和

○農林水産省告示第百二十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成二十八年十二月十四日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十九年一月二十五日　農林水産大臣　山本　有二

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23878	プロピリスルフロン・ペンチキサゾン水和剤	ゼータハンマーフロアブル	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
23879	プロピリスルフロン・ペンチキサゾン粒剤	ゼータハンマージャンボ	〃
23880	ヘキサジノン・ＤＢＮ・ＤＣＭＵ粒剤	ワイドウェイＶ２粒剤	東京都中央区八重洲二丁目４番１号　保土谷アグロテック株式会社　代表取締役　井口裕之
23881	ヘキサジノン・ＤＢＮ・ＤＣＭＵ粒剤	ネコソギエースＶ２粒剤	東京都台東区上野一丁目19番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一
23882	ピーチフルア剤	シンクイコンーＬ	東京都千代田区大手町二丁目６番１号　信越化学工業株式会社　代表取締役社長　斉藤恭彦
23883	エチプロール水和剤	キラップシードＦＳ	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ハーラルト・プリンツ
23884	ＢＴ水和剤	兼商デルフィン顆粒水和剤	東京都港区赤坂四丁目２番19号　アグロカネショウ株式会社　代表取締役　櫛引博敬
23885	ダイアジノン乳剤	日農ダイアジノン乳剤４０	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　友井洋介

○農林水産省告示第百二十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成二十八年十二月二十二日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十九年一月二十五日　農林水産大臣　山本　有二

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23886	シアントラニリプロール・シメコナゾール・トルプロカルブ粒剤	トリプルキック箱粒剤	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　谷和功

○農林水産省告示第百三十号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十八年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があつたので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月二十五日　農林水産大臣　山本　有二

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ヤンマー　ＫＱ705	216024	ヤンマー株式会社
〃	ヤンマー　ＳＦ702	216025	〃
〃	ヤンマー　ＳＦ902	216026	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○農林水産省告示第百三十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十二年一月二十一日農林水産省告示第百八十八号（プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月二十四日から施行する。

平成二十九年一月二十五日　農林水産大臣　山本　有二

別表中「あきる野市」の下に「（小中野、小峰台、戸倉、深沢及び養沢を除く。）」を「青梅市」の下に「（御岳山を除く。）」を加え、「、石川町」、「中野山王」、「海澤」及び「白丸」を削り、「日の出町」の下に「、神奈川県横浜市港北区樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、樽町四丁目及び師岡町並びに鶴見区梶山二丁目、梶山三丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、北寺尾一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾三丁目、北寺尾四丁目、北寺尾五丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、駒岡一丁目、駒岡二丁目、駒岡三丁目、駒岡四丁目、駒岡五丁目、獅子ケ谷一丁目、獅子ケ谷二丁目、獅子ケ谷三丁目、下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目、下末吉六丁目、諏訪坂、佃野町、寺谷二丁目、寺谷三丁目、豊岡町、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、馬場五丁目、馬場六丁目、馬場七丁目、東寺尾六丁目、東寺尾北台、東寺尾中台及び三ツ池公園、岐阜県各務原市鵜沼朝日町、鵜沼大伊木町、鵜沼小伊木町、鵜沼羽場町（名古屋鉄道各務原線以南の地域に限る。）、鵜沼古市場町、鵜沼東町、鵜沼寿町及び鵜沼前渡東町」に、「県道百八十六号線以南の地域に限る。）」の下に「、大字前原（新郷瀬川以西の地域に限る。）」を加え、「（名古屋鉄道小牧線以西の地域に限る。）」の下に「、五郎丸東」に改め、「新郷瀬川以西の地域」を「並びに新郷瀬川以東で県道百八十八号線以西の地域」に改め、「羽黒稲葉西」を「羽黒朝日、羽黒稲葉西」に改め、「羽黒新田」の下に「、羽黒新外山」を加え、「（一般国道の四十一号線以北の地域に限る。）」を削り、「江南市」の下に「後飛保町、小松町、鹿子島町、草井町、河野町」の下に「、小脇町、慈光堂町、中般若町、般若町、藤ケ丘、前飛保町、宮田町、宮田町、神明町、村久野町及び和田町」を加え、「、平井山荘」及び「、山本台」を削る。